

協調	融資制度名	融資対象	資金用途	融資内容							返済方法	
				限度額 千円	貸付(据置)期間	利率	担保	保証人	指定金融機関	問合せ先		
県	追認保証小口事業資金	市内に事業所を有し1年以上引続き同一の事業を営んでいる中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運転資金 設備資金	20,000	運転5年以内 設備7年以内	1.75%以内	要せず	保証協会の取扱いによる			月賦償還 一括償還	
中 小 企 業 振 興 資 金	店舗改装資金	市内に引続き1年以上同一の事業を営む卸小売商業者(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が50人以下。)	店舗増改築 店内の改装 駐車場設置	5,000	7年以内 (12ヶ月限度)	1.70%以内	要せず(付保の場合は指定金融機関の取扱いによる)	1名以上	北國銀行 北陸銀行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫	左記指定金融機関 七尾市産業振興課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会	月賦償還	
	観光施設整備資金	市内に旅館施設を有する者。土産品の製造販売を1年以上営む者(資本の額又は出資の総額が5,000万円以下。従業員が100人以下。)	観光施設の 整備改善		月賦償還							
	機械設備近代化資金	市内に引続き1年以上同一の事業を営む工業者(資本の額又は出資の総額が1億円以下。従業員が300人以下。)	機械器具 装置の購入		月賦償還 一括償還							
	経営安定資金	市内に住所、事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営む者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者)	運転資金	5,000	5年以内 (12ヶ月限度)	1.70%以内					月賦償還 一括償還	
	高 度 化 資 金	共同施設設置資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合、環境衛生同業組合、企業組合、協業組合	施設設置、 土地購入等	30,000	10年以内 (12ヶ月限度)	1.70%以内	商工中金の取扱いによる	商工中金の取扱いによる	商工中金	商工中金金沢支店 七尾市産業振興課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会	月賦償還 半年賦償還
		工場集団化 工場共同化資金	事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合	工業団地の 造成、共同 工場の建設								
		店舗等集団化資金	事業協同組合、事業協同小組合(資本の額又は出資総額が1,000万円以下。従業員が50人以下。)	卸売団地の 造成								
		商店街近代化資金	事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、商店街振興組合	商店街の環 境整備								
		小売商業店舗共同化資金	事業協同組合、事業協同小組合、中小小売商業者による会社	スーパーマーケット等の 共同設立								
	辺地産業育成資金	市内に住所を有し、1年以上辺地地域において同一事業を営む者(石川県信用保証協会の保証対象業種)	運転資金 設備資金	5,000	5年以内 (12ヶ月限度)	1.70%以内	要せず(付保の場合は指定金融機関の取扱いによる)	1名以上	のと共栄信用金庫	のと共栄信用金庫 七尾市産業振興課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会	月賦償還	
観 光 施 設 整 備 資 金	一般事業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引続きその事業を営んでいる者	設備資金	50,000	10年以内 (3年)	1.80%以内	指定金融機関の取扱いによる	指定金融機関の取扱いによる	北國銀行 北陸銀行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫 商工中金	左記指定金融機関 七尾市商工観光課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会	月賦償還	
	特別事業	市内の旅館業を営業者で、原則として1年以上引続きその事業を営んでいる者であって、石川県地域総合整備資金の貸付を受ける者		300,000	15年以内 (3年)	1.60%以内					月賦償還	
企業誘致資金	市内に工業用地の取得又は工場の新設もしくは増設をする中小企業者 用地：1,000㎡以上 建物：建物床面積300㎡以上 用地取得後3年以内に操業開始	設備資金	200,000 (投資額の 2/3以内)	固定10年以内 (2年以内) 変動15年以内 (2年以内)	1.60%以内	指定金融機関の取扱いによる	指定金融機関の取扱いによる	北國銀行 北陸銀行 のと共栄信用金庫 興能信用金庫 商工中金	左記指定金融機関 七尾市産業振興課 七尾商工会議所 能登鹿北商工会	月賦償還		
県	企業立地促進融資	県指定用地に、県外企業が新規立地するものであって、10人(過疎地域は5人)以上の常時雇用者数の増加があるもの 地域経済への波及効果があるもの	設備資金	500,000 (投資額の 2/3以内)	10年以内 (2年以内)	1.60%以内 10年超は変動金利1.75%以内	指定金融機関の取扱いによる	保証協会の取扱いによる	石川県知事が定める取扱金融機関	県産業立地課		
県	創業者支援融資	新たに中小企業者として事業を開始する者(開業後1年未満の者を含む)であって、小口零細融資(創業者支援分等)の融資残高を有しない者	事業資金	20,000 (運転資金 10,000)	設備7年以内 (1年以内)	1.70%以内	原則として無担保	保証協会の取扱いによる	石川県知事が定める取扱金融機関	県経営支援課		
	小口零細融資 (創業者支援分) (女性/若者/シニア創業支援分)	新たに小規模企業者(NPO法人を除く)として事業を開始する者(開業後1年未満の者を含む)		20,000	運転5年以内 (1年以内)	1.70%以内 1.50%以内						